

2021年4月27日

各位

野原ホールディングス株式会社

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言への弊グループの基本方針について

弊社をはじめとする野原グループは、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（対象地域：東京都・大阪府・京都府・兵庫県）が4月25日に政府より発出されたことを社会の一員として重く受け止め、感染拡大防止により一層努めるため、下記の方針を基本に在宅勤務等を活用し、感染拡大防止により一層努めて参ります。

関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本方針

- (1) 感染防止の基本事項の継続的な励行（従業員およびその家族、お取引先をはじめとするステークホルダーの安全に配慮した感染予防対策）
 - ・感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避
 - ・手洗い
 - ・うがい
 - ・マスクの着用
- (2) 「人の移動を極力避ける」ための重点事項
 - ・帰省も含めた旅行や外出の自粛
 - ・出勤率の一層の低下（在宅勤務を原則とする）

2. 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（2021年4月25日～5月11日を予定）

3. その他

野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP（事業継続計画）に従い事業活動を進めます。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。

以上

なお、新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社

総務部

TEL：03-3357-2231